

宮崎市監査委員	阪元勇
宮崎市監査委員	松浦史典
宮崎市監査委員	上田武広
宮崎市監査委員	関師勝幸

包括外部監査結果に対する措置及び対応状況の公表について

包括外部監査結果に対して講じた措置等について通知がありましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、公表します。

記

1 包括外部監査テーマ

- ・令和元年度水道事業並びに下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について（令和5年9月末現在）
- ・令和2年度指定管理者制度に係る管理運営及び事務の執行について（令和5年9月末現在）
- ・令和3年度環境部の財務に関する事務の執行及び運営管理について（令和5年9月末現在）

2 講じた措置の内容

別紙のとおり



宮 総 第 50 号 2

令和 5 年 1 月 13 日

宮崎市代表監査委員 阪元 勇 殿

宮崎市長 清山 知憲



包括外部監査の結果に対する措置及び対応状況について（通知）

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、本年3月31日までに講じた措置及び対応状況について下記のとおり通知します。

記

- 1 令和元年度「水道事業並びに下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」

別紙「令和元年度包括外部監査の結果に対する措置及び対応状況(令和5年3月末現在)」
のとおり

- 2 令和2年度「指定管理者制度に係る管理運営及び事務の執行について」

別紙「令和2年度包括外部監査の結果に対する措置及び対応状況(令和5年3月末現在)」
のとおり

- 3 令和3年度「環境部の財務に関する事務の執行及び運営管理について」

別紙「令和3年度包括外部監査の結果に対する措置及び対応状況（令和5年3月末現在）」
のとおり

【文書取扱】

総務部総務法制課

総務係 和泉

電話 21-1721

内線 (70) 2332

令和元年度包括外部監査の結果に対する対応状況（令和5年9月末現在）

テーマ「水道事業並びに下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	2-(4)-⑦	P123	管理部 総務課	⑦ 業務成績評定表について （イ）委託業務のうち、「宮崎市浄化センター建設工事委託に関する協定」は契約内容から工事監理業務と判断されるが、委託業務成績評定表は作成されていなかった。要綱に基づき、作成する必要がある。	措置困難	<p>本件は、実施設計、工事、検査など一連の関連業務を実施させるもので、日本下水道事業団と「宮崎市浄化センター建設工事委託に関する協定」を締結し実施している。</p> <p>受託者である日本下水道事業団は、下水道に関する地方公共団体の業務を支援・代行する機関として、日本下水道事業団法により設立された唯一の地方共同法人であり、地方公共団体の代行機関である。</p> <p>よって、本業務に従事する者（日本下水道事業団）は公務に従事する者とみなされることから、成績評定をすることは適当ではないと考える。</p>
指摘	2-(7)-①	P133	管理部 財務課	① 管路の数量管理について 固定資産台帳システムの数量情報が不正確であるため、マッピングシステムと固定資産台帳システムの管路情報の整合性が検証できていない。財務諸表上の資産は固定資産台帳システムに基づいており、結果的に当該資産の実在性及び網羅性の検証が困難になっている。	措置困難	<p>固定資産システムの台帳における数量情報については、旧町合併における移行データに情報不足、不備があることや事務的に管種、関連工事など一定の単位での登録となるため、全体の数量情報等を正確に算出することは現状不可能であり、即時の対応は困難である。</p> <p>しかしながら、新規で実施する管路の更新においては固定資産台帳データとマッピングシステム登録データの関連付けについて検討を行い、長期的な観点で課題の解消を図っていくこととしたい。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	2-(4)-⑥	P 123	管理部 総務課	<p>⑥ 業務成績評価表について (ア) 施設の管理運営委託業務は「宮崎市上下水道局設計等業務委託検査要綱」対象外であり、成績評価をする必要がないこととなっている。評価の趣旨である品質管理の観点からは、当然に評価対象とし今後の契約時に活用すべきである。当該評価を必要とする範囲を拡大することが望まれる。</p>	対応困難	<p>本委託業務は、本要綱による評価の対象外業務であるため、要綱に定める「委託業務成績評価表」の作成は行っていないが、履行状況の確認等を行う上で、業務評価を行うことは必要不可欠であるため、業務内容に応じた独自の様式を定め評価を行っているところである。（監査当時、「宮崎処理場外維持管理業務委託」では評価されていないとの指摘を受けたが、令和2年度以降は公募型プロポーザル方式による発注に変更し、評価を実施している。） 本要綱は、建築設計・土木設計業務、補償業務、測量業務又は地質調査業務等に対する検査要綱であって、管理運営等の業務委託とは種別が異なるため、本要綱の評価業務の範囲拡大は馴染まないものとする。</p>
意見	2-(7)-②	P 133	管理部 財務課	<p>② 設置年度が不明の管路について 市町村合併時の被合併自治体の台帳の不備等により、水道事業において経過年数不明の管路が112,514メートル（全体の4.3%）存在する。当該管路に関しては、合理的な方法で推測し、中長期の更新需要の算定の観点から、経過年数の把握に努めたい。</p>	対応困難	<p>水道事業における旧町合併時の経過年数不明の管路等については、すでに合併直後の平成19年度から平成21年度にかけて「固定資産調査業務」を行い、できる限りの経過年数等の把握を行っている。 今後短期間での全体把握は困難であるが、意見のとおり中長期の更新需要の算定において不都合が生じることになるため、漏水事故や管路移設の現場において管の劣化状況を把握するなど経過年数の把握に努めるとともに、管路の更新計画等に反映させていく。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	2-(7)-③	P 134	下水道部 下水道整備課	③ マッピングシステムの登録・更新について （イ）マッピングシステムは現在上下水道で別々に運用されているが、統合したシステムの方が、災害時の破損管路を早期に特定し迅速な復旧作業が可能となる、あるいは新たな管路の設置に関し、より効率的な判断が可能となるなどのメリットは大きくなる。中長期的には統合することも検討されたい。	対応困難	<p>水道のマッピングシステムは、システムの供用から10年が経過し運用が軌道に乗った段階となっている。これに対し、下水道のマッピングシステムは、下水道管路が本格的な維持管理の時代を迎えたことから、維持管理に必要な情報を模索しつつ、システムの修正を行い、膨大なデータを蓄積している段階である。</p> <p>現時点では、上記の通り下水道マッピングシステムではデータの集積や、新たに必要となる機能を追加する作業を行っている最中であるため、システム統合を行うには困難な状況にある。</p> <p>ただし、別々のシステムであっても、下水道のマッピングシステムに水道管の位置情報等を簡易的に表示することができれば、維持管理に関して有用な効果が見込まれるため、費用と効果について、システム統合をする場合との比較をしつつ、検討をしていく。</p>
意見	2-(8)-③	P 139	管理部 財務課	③ 償却限度額の設定について 残存価額（帳簿原価の100分の5）を残して減価償却が完了している資産が多数となっていることや制度上の制約もないことを考慮すれば、より適切な期間損益計算のために帳簿価額が1円になるまで減価償却を実施することが望ましい。	対応困難	<p>償却限度額は、地方公営企業法施行規則にて「有形固定資産は100分の95、無形固定資産は100分の100）」とすることが規定されており、有形固定資産の内、鉄骨鉄筋コンクリート造の建物や構築物など一部のものについては、「1円」に達するまで「減価償却を行うことができる」とされているので、制度上一部の資産への適用は可能であるが、法令の規定文から「・・・なければならない」と強制されるものではないことや固定資産システムの改修費等の費用対効果の面などを考慮した場合に、現時点においては早急な対応は不要と判断している。ただし、次期会計（固定資産管理）システムの導入時には、対応するか否かも含め検討を行う。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	2-(8)-④	P 140	管理部 財務課	④ 減価償却の開始時期について 減価の実態をより適切に財務諸表に反映するという観点からは、年度の途中で取得し事業の用に供した有形固定資産の減価償却は使用の月から月割により実施することが望まれる。	対応困難	地方公営企業の会計処理において、減価償却の始期について年度末・使用月いずれでも「差し支えない」こととなっているが、平成26年度から固定資産取得に要した補助金等の財源を長期前受金として減価償却に応じて収益化する制度が適用され、その財源の確定は決算整理期となる。また、固定資産の取得額には人件費等の事務経費を間接費とするため、年度途中で固定資産の取得額を確定させることが困難であること等から、意見の趣旨は理解するが、減価償却の開始時期は、事務効率性の面から判断し従来の方法を継続する。
意見	2-(9)-②	P 142	管理部 財務課 水道部 営業所工務課	② 固定資産台帳上、所在地や正確な地積、取得価額等が「不明」と記載されているものもある。規定に従い現況を把握する必要があり、適切な対応が望まれる。	対応困難	固定資産台帳の一部において、相当古い資産や市町村合併時の台帳に不備があったことなどにより、正確な地積、取得価額等が不明なものが存在している。帳簿価額等の必須情報については、できる限り合理的な方法で積算、記載しているが、やむを得ず「不明」としている項目もある。 今後数年で「不明」をゼロとすることは困難であるが、資産の実地調査等を通して、時間はかかると思われるが、現況等の把握に努めていく。
意見	3-(3)-①	P 171	管理部 財務課	① 職員等の異動に伴う退職給付引当金の振替について 退職給付引当金についてその設定対象となる職員等が会計単位を超えて異動をする場合に、異動元の貸借対照表から異動先の貸借対照表に退職給付引当金を振り替える処理が行われていない。これは、貸借対照表に計上されている退職給付引当金が事業年度末における実態を表していない状況にある。	対応困難	意見の趣旨は理解できるが、人事の制度上、他部局間との異動が頻繁に行われるため、その都度資金移転等の対応は煩雑であり困難な状況である。また、一般会計には退職給付引当金制度がないことから、引当金の移転の実現は現時点で対応できないと判断している。

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	3-(4)-①	P172	管理部 財務課	① 過年度損益修正損益は、前年度以前の財務諸表が正確でなかったことを示すものであり、毎年度経常的に発生することは好ましくない。利用者の責任に帰する部分もあるが、適時に開栓・閉栓情報を入力できるような対策を検討するとともに、決算スケジュールを見直し、可能なかぎり当年度決算に組み込む努力が望まれる。	対応困難	企業会計上、特別損益は一般的に決算の修正行為とされていることから意見の趣旨は理解しているが、事業の特性から生じるものとして、公営企業会計上、特別損益は、適正に期間損益を把握するための会計処理として取り扱いが認められているので、現行処理を行うが、事務処理の効率性や簡便性の観点から、他の事業体の事例等を調査、参考としながら、改善策がないか研究していく。
意見	4-(2)-②	P180	管理部 財務課	② 一般会計からの基準外繰入金について 下水道事業において、水洗化率の向上、使用料改定等による使用料収入の増加、保有施設の合理化、民間活用等による経費削減により、一般会計からの繰入金を抑制していく必要がある。	対応予定	令和5年7月20日に市長より宮崎市上下水道事業経営審議会に対し、「適正な料金のあり方について」諮問がされた。これを受け、審議会において料金改定の是非や改定率についての検討が行われており、令和6年3月までに審議会から答申がなされる予定である。検討項目として一般会計繰入金の抑制に向けた検討も行われていることから、料金改定に伴い繰入金の抑制が図られる。

指摘事項		意見	
措置済 (R5.6公表分含む)	12件	対応済 (R5.6公表分含む)	31件
検討・改善中	0件	対応予定	1件
措置困難	2件	対応困難	8件
計	14件	計	40件